

令和元年8月1日
県土整備部技術管理課
043-223-3111

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について

県では、近年の夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して、現場管理費の補正の試行を行うため、必要な事項を定めた「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領」を制定しました。

1 対象工事

県土整備部が発注する工事(営繕工事、港湾工事、機械設備工事は除く)のうち、主たる工種が屋外作業であるものを対象とする。

2 用語の定義

(1) 真夏日

日最高気温が30度以上の日、または暑さ指数(WBGT)が25度以上の日とする。(夜間工事の場合は、作業時間帯の最高値で判断する。)

(2) 工事着手

現場において、何らかの作業に着手した日(現地測量、草刈、工事看板設置等)

(3) 工事完成

現場において、後片付けを含むすべての作業が完了した日(工事看板撤去等)

(4) 対象工期

工事着手から工事完成日までの期間をさす。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(5) 真夏日率

$$\text{真夏日率} = \frac{\text{基準日から工期末までの真夏日}}{\text{対象工期}}$$

(6) 基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

3 積算方法等

現場管理費の補正は、以下の式の通り補正値を算出し、現場管理費率に加算することで行う。なお、補正は変更契約において行う

$$\text{現場管理費} = \text{対象純工事費} \times ((\text{現場管理費率} \times \text{補正係数}) + \text{補正値}^{\ast})$$

※ 補正値(%) = 真夏日率 × 1.2

4 適用

平成31年4月1日以降に契約した工事に適用する。

試行要領等は、千葉県ホームページに掲載

URL:<http://www.pref.chiba.lg.jp/gikan/index-gijutu-jouhou.html>